

参考資料

令和5年12月第4回定例会

令和5年大府市議会第4回定例会提出議案一覧表

区 分	件 数	
	令和4年12月	令和5年12月
1 条 例	11	8
(1) 制 定	3	2
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	8	6
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	4	3
(1) 一般会計予算	3	2
(2) 特別会計予算	0	0
(3) 企業会計予算	1	1
3 その他の議案	3	3
4 人 事 案 件	1	0
計	19	14

令和5年大府市議会第4回定例会提出議案

【報告】

- 報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償）
- 報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償）
- 報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償）
- 報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償）
- 報告第17号 専決処分の報告について（損害賠償）

【条例】

- 議案第61号 大府市政策法務推進条例の制定について
- 議案第62号 大府市民球場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第63号 大府市事務分掌条例の一部改正について
- 議案第64号 大府市使用料条例の一部改正について
- 議案第65号 大府市手数料条例の一部改正について
- 議案第66号 大府市奨学金の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第67号 大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第68号 大府市災害派遣手当に関する条例の一部改正について

【補正予算】

- 議案第74号 令和5年度大府市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第69号 令和5年度大府市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第70号 令和5年度大府市水道事業会計補正予算（第3号）

【その他】

- 議案第71号 指定管理者の指定について
- 議案第72号 市道の路線認定について
- 議案第73号 工事請負契約の変更について

【報 告】

報告第 1 3 号 専決処分の報告について（損害賠償）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議会の指定した専決処分事項（昭和 4 6 年大府市議決第 6 1 号）について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの

・損害賠償について

令和 5 年 7 月 3 1 日桜木町四丁目地内の被害者宅の駐車場において、本市の職員が公用車を駐車させたところ、当該車両から漏れ落ちたエンジンオイルが駐車場のコンクリートを汚損させた事故に対し、3 8, 5 0 0 円を賠償したもの

（担当課等）

税務課

報告第 1 4 号 専決処分の報告について（損害賠償）

報告第 1 3 号と同趣旨

・損害賠償について

令和 5 年 8 月 1 日長草町新池地内の被害者宅の駐車場において、本市の職員が公用車を駐車させたところ、当該車両から漏れ落ちたエンジンオイルが駐車場のコンクリートを汚損させた事故に対し、3 8, 5 0 0 円を賠償したもの

（担当課等）

税務課

報告第 1 5 号 専決処分の報告について（損害賠償）

報告第 1 3 号と同趣旨

・損害賠償について

令和 5 年 8 月 8 日柘山町八丁目地内の被害者宅の駐車場において、本市の職員が公用車を駐車させたところ、当該車両から漏れ落ちたエンジンオイルが駐車場のコンクリートを汚損させた事故に対し、3 4 6, 5 0 0 円を賠償したもの

（担当課等）

税務課

報告第 1 6 号 専決処分の報告について（損害賠償）

報告第 1 3 号と同趣旨

・ 損害賠償について

令和5年9月27日一屋町三丁目地内の水路用地において、本市の職員が草刈りをしていたところ、草刈機の刃先で撥ねた石が、道路を隔ててはす向かいの被害者宅の駐車場に飛来し、駐車していた被害者の所有する普通自動車に接触し、当該普通自動車の左側面のドアガラスを損傷させた事故に対し、59,840円を賠償したもの

(担当課等)

水緑公園課

報告第17号 専決処分の報告について（損害賠償）

報告第13号と同趣旨

・ 損害賠償について

令和5年10月15日横根町平地地内の横根多目的グラウンドにおいて、被害者の所有する軽自動車が、イベントの来場者用駐車場として使用されていたグラウンドに進入するため入り口の側溝を横断したところ、側溝に設置されていたグレーチングが跳ね上がり、当該軽自動車の底部を損傷させた事故に対し、58,960円を賠償したもの

(担当課等)

健康都市スポーツ推進課

【条 例】

議案第61号 大府市政策法務推進条例の制定について

「政策法務によるまちづくり」を将来にわたり継続し、さらに発展させることにより、いつの時代においても市民の求める幸せを叶えられるまちの実現を目指して、条例を制定するもの

(内 容)

第1条 目的について規定した。

第2条 この条例における用語の意義について規定した。

第3条 基本理念について規定した。

第4条 市の責務について規定した。

第5条 市職員の責務について規定した。

第6条 政策法務の推進に係る施策の実施について規定した。

第7条 推進計画について規定した。

第8条 政策法務推進アドバイザーについて規定した。

第9条 政策法務委員会について規定した。

第10条 条例の制定改廃について規定した。

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めることを規定した。

(施行期日)

令和6年4月1日

(検討)

施行後3年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととした。

(担当課等)

法務財政課

議案第62号 大府市民球場の設置及び管理に関する条例の制定について

地方自治法第244条の2の規定に基づき、大府市民球場（以下「球場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するもの

(内 容)

- ・名称 大府市民球場
- ・位置 大府市横根町箕手98番地

第1条 球場の設置目的、名称及び位置について規定した。

第2条 利用の許可について規定した。

第3条 利用の不許可について規定した。

第4条 利用者の義務について規定した。

第5条 特別の設備について規定した。

第6条 許可の取消し及び利用の中止命令について規定した。

第7条 原状回復の義務について規定した。

第8条 使用料について規定した。

第9条 利用者の過失等により、球場等が損害を受けた場合の賠償について規定した。

第10条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲を規定した。

第11条 指定管理者の指定の手続について規定した。

第12条 指定管理者が行う管理の基準について規定した。

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めることを規定した。

(施行期日)

令和6年4月1日

(準備行為)

球場の利用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日の前においても行うことができることとした。

(担当課等)

健康都市スポーツ推進課

議案第63号 大府市事務分掌条例の一部改正について

組織改正に伴い、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、市長の内部組織の設置及びその分掌する事務について必要な事項を定めるため、条例を改正するもの

(内 容)

- ・重点施策の政策推進力の強化に伴う分掌事務の整理
- ・市長部局における水と緑の部を廃止し、分掌事務を都市整備部に統合

(施行期日)

令和6年4月1日

(関係条例の一部改正)

大府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和45年大府市条例第80号)
・「水と緑の部」 → 「水道部」

※「新組織案」参照(9頁)

(担当課等)

企画広報課

議案第64号 大府市使用料条例の一部改正について

大府市民球場の設置及び市民体育館の第1サブアリーナに空気調和設備を新設することに伴い、条例を改正するもの

(内 容)

- ・球場及び附属設備(電光掲示板、移動式外野フェンス、ピッチングマシン等)に係る使用料を規定するもの
- ・第1サブアリーナに係る空気調和設備使用料の規定の追加

(施行期日)

令和6年4月1日

(担当課等)

健康都市スポーツ推進課

議案第 6 5 号 大府市手数料条例の一部改正について

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正等により、森林環境税を個人市民税と併せて賦課徴収することに伴い、条例を改正するもの

（内 容）

- ・ 税に関する証明書の証明事項に「その他諸徴収金」を追加するもの

（施行期日）

令和 6 年 1 月 1 日

（担当課等）

税務課

議案第 6 6 号 大府市奨学金の支給に関する条例の一部改正について

就学支援体制の充実を図るため、条例を改正するもの

（内 容）

- ・ 他の奨学金との併給制限に係る規定の削除

（施行期日）

令和 6 年 4 月 1 日

（担当課等）

学校教育課

議案第 6 7 号 大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

（内 容）

- ・ 引用条項の改正
- ・ 読替規定の整備

（施行期日）

公布の日

(担当課等)
幼児教育保育課

議案第68号 大府市災害派遣手当に関する条例の一部改正について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴い、
条例を改正するもの

(内 容)
・引用条項及び用語の整理

(施行期日)
公布の日

(担当課等)
危機管理課

【補正予算】

議案第74号 令和5年度大府市一般会計補正予算（第8号）

※「第4回定例会補正予算（その1）の概要」参照（11頁）

議案第69号 令和5年度大府市一般会計補正予算（第9号）

議案第70号 令和5年度大府市水道事業会計補正予算（第3号）

※「第4回定例会補正予算（その2）の概要」参照（15頁）

【その他】

議案第71号 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(内 容)
・公の施設の名称 大府市立共和西児童老人福祉センター
・指定の相手方 大府市東新町一丁目219番地
社会福祉法人大府市社会福祉協議会
会長 加古 守
・指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

※「団体の概要、事業計画書及び審査結果」参照（21頁）

(担当課等)
子ども未来課

議案第72号 市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの

(内 容)

- ・市道1388号線について、民間の開発行為による道路の帰属があったため、新たに認定するもの

※「路線認定位置図」参照（35頁）

(担当課等)
建設総務課

議案第73号 工事請負契約の変更について

令和5年大府市議会第2回臨時会（議案第38号）において議決を得た大府市民球場外構工事について、次のとおり変更契約を締結するため、大府市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年大府市条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(内 容)

- ・契約の目的 大府市民球場外構工事
- ・契約金額 変更前 303,600,000円
変更後 319,932,800円
- ・契約の相手方 大府市若草町二丁目170番地
株式会社花井組
代表取締役 花 井 宏 基

※「大府市民球場外構工事の変更概要」参照（37頁）

(担当課等)
幼児教育保育課

新組織案

部	課	係		
企画政策部	秘書人事課	秘書係	人事係	
	企画広報戦略課	企画政策係	広報広聴係	
	法務財政課	政策法務係	財政係	
総務部	行政管理課	文書統計係	管財係	契約検査係
	デジタル戦略室			
	市民課	窓口サービス係	戸籍記録係	
	税務課	市民税係	資産税係	納税係
市民協働部	協働推進課	協働推進生涯学習係		
	文化スポーツ交流課	文化振興係	スポーツ推進係	多文化交流係
	危機管理課	防災危機管理係	生活安全係	
	環境課	環境政策係	環境衛生係	
福祉部	地域福祉課	福祉政策係	保護係	
	福祉総合相談室			
	高齢障がい支援課	高齢福祉係	障がい福祉係	
	保険医療課	福祉医療係	国保年金係	
健康未来部	健康未来政策課	健康都市こども政策係	こども施設係	
	幼児教育保育課	保育係		
	こども若者女性課	こども支援係	ニュージェネ&女性係	
	健康増進課	健康増進係	こども家庭センター	
都市整備部	都市政策課	計画地域交通係	建築指導係	区画整理係
	中心市街地整備室			
	道路整備課	道路建設係	道路保全係	
	水緑公園課	緑花公園係	雨水対策係	
	建設総務課	建設管理係	市営住宅施設係	
産業振興部	農業振興課	農業支援係	農業施設係	
	商工業ウェルネス バレー推進課	商業観光労働係	企業立地ウェルネス バレー推進係	

部	課	係		
水道部	水道経営課 水道工務課	水道業務料金係 水道給水係	下水道経営係 水道整備係	下水道係
会計管理者	会計課	会計係		
教育委員会	学校教育課	学校総務係	学校施設係	放課後係
議会事務局	議事課	議事係		
消防本部	消防総務課 予防課 消防署 (共長出張所)	総務施設担当 検査指導担当 消防庶務担当 消防第1担当 消防第4担当	消防第2担当 消防第5担当	消防第3担当 消防第6担当
	農業委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会 固定資産評価審査委員会 選挙管理委員会 (行政管理課)	(行政管理課) (行政管理課)		
1 2 部	3 3 課 3 室			令和 6 年 4 月 1 日
1 2 部	3 3 課 3 室			令和 5 年 4 月 1 日
※ 課は、農業委員会事務局、監査委員事務局を含む。				

第4回定例会補正予算（その1）の概要

1 総括

第4回定例会に提出する一般会計補正予算（第8号）は、補正予算額が462,060千円の増額で、補正後の予算規模は、38,582,670千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、物価高に直面する市民を迅速に支援するため、低所得世帯生活支援特別給付金（追加給付分）448,000千円を新たに計上し、低所得世帯生活支援特別給付金給付事業（追加給付分）に係る通信運搬費4,500千円等を増額するものである。

歳入では、財政調整基金繰入金462,060千円を増額するものである。

2 予算規模

(単位：千円、%)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和4年度12月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一般会計	38,120,610	462,060	38,582,670	37,573,009	1,009,661	2.7
特別会計	9,080,464	0	9,080,464	8,838,278	242,186	2.7
国民健康保険	7,656,106	0	7,656,106	7,351,877	304,229	4.1
後期高齢者医療	1,424,358	0	1,424,358	1,486,401	△62,043	△4.2
企業会計	6,612,853	0	6,612,853	6,323,469	289,384	4.6
水道事業	3,197,777	0	3,197,777	3,139,138	58,639	1.9
下水道事業	3,415,076	0	3,415,076	3,184,331	230,745	7.2
合計	53,813,927	462,060	54,275,987	52,734,756	1,541,231	2.9

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
19 繰入金	3,687,938	462,060	4,149,998	財政調整基金繰入金増額 462,060
計	38,120,610	462,060	38,582,670	

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
3 民生費	14,966,889	462,060	15,428,949	社会福祉総務給与事業 時間外勤務手当増額 1,890 地域福祉課任用職員管理事業 任用職員報酬増額 1,019 費用弁償増額 6 低所得世帯生活支援特別給付金給付事業(追加給付分) 外国語翻訳員謝礼増額 300 消耗品費増額 1,662 印刷製本費増額 400 通信運搬費増額 4,500 手数料増額 3,033 低所得世帯生活支援特別給付金システム 1,000 構築委託料増額 事務機器借上料増額 250 低所得世帯生活支援特別給付金 (追加給付分) 448,000
計	38,120,610	462,060	38,582,670	

4 基金の状況

(単位:千円)

区	分	令和4年度末 残高	今回補正前			今回補正額			
			令和5年度中増減見込額			令和5年度末 残高見込額	令和5年度中増減見込額		令和5年度末 残高見込額
			積立見込額	決算剰余金	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金		5,343,053	11,145	1,018,864	589,536	5,783,526	462,060	5,321,466	
奨学基金		50,851			5,746	45,105		45,105	
減債基金		341,031	101			341,132		341,132	
緑化基金		159,600			5,016	154,584		154,584	
文化振興基金		39,361			8,948	30,413		30,413	
国際交流基金		83,688			2,398	81,290		81,290	
スポーツ振興基金		67,971			11,181	56,790		56,790	
協働のまちづくり推進基金		14,541			1,599	12,942		12,942	
公共施設等整備基金		1,143,810	102,991		500,000	746,801		746,801	
みちづくり基金		613,027	413		223,944	389,496		389,496	
子ども・子育て応援基金		364,528	300,105		61,315	603,318		603,318	
ふるさとおおぶ応援基金		1,935,578	1,202,189		1,500,000	1,637,767		1,637,767	
新型コロナウイルス感染症対策基金		845,019	360		779,951	65,428		65,428	
地方創生応援基金		9,103	1		9,104	0		0	
合	計	11,011,161	1,617,305	1,018,864	3,698,738	9,948,592	0	462,060	9,486,532
国民健康保険財政調整基金		371,214	20		72,591	298,643			298,643

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

第4回定例会補正予算（その2）の概要

1 総括

第4回定例会に提出する補正予算は、一般会計及び水道事業会計で、補正予算の総額は、1,082,611千円の増額で、補正後の予算規模は、55,358,598千円となる。

（1）一般会計

一般会計補正予算（第9号）は、補正予算額が1,079,111千円の増額で、補正後の予算規模は、39,661,781千円となる。

主な補正内容は、次のとおりである。

歳出では、フリーアドレス導入委託料12,564千円、コンテナ等借上料213千円、市長選挙事務管理事業に係る点字音声選挙公報作成業務委託料373千円及び自動車借上料165千円を新たに計上するとともに、文書管理事業に係る消耗品費424千円、庁舎管理事業に係る手数料2,621千円、投票管理者等報酬68千円、自主防犯活動促進事業費補助金2,268千円、子ども医療費70,800千円、予防接種事故対策費482千円、ふるさと納税業務委託料288,000千円、スポーツ施設運用事業に係る施設用備品4,966千円等を増額するものである。

また、エネルギー価格や物価の高騰に直面する市民や事業者への支援として、水道基本料金の半額を4か月間減額するため、水道事業会計補助金70,000千円を増額するほか、指定管理施設における光熱費や学校給食の食材料費の高騰に対応するため、愛三文化会館指定管理委託料2,056千円、体育施設指定管理委託料1,497千円及び学校給食運営事業に係る賄材料費11,083千円をそれぞれ増額するものである。

歳入では、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金1,334千円、知多北部広域連合負担金返還金42,592千円、ネーミングライツ料（ナルキュウ体育センター・ナルキュウテニスコート）250千円及びネーミングライツ料（ナルキュウロード）50千円を新たに計上し、自主防犯活動促進事業費補助金1,134千円、子ども医療費補助金35,400千円、一般寄附金600,000千円、スポーツ推進事業寄附金200千円、財政調整基金繰入金420,562千円及び新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金14,636千円をそれぞれ増額するほか、予防接種事故対策費負担金1,258千円を減額するものである。

また、「こども輝く未来応援八策」の加速化事業として、中学生の学校給食費を3学期から無償化するため、学校給食納付金（現年分）35,789千円を減額するものである。

繰越明許費においては、水道事業補助事業を新たに設定するものである。

債務負担行為においては、保育所整備事業及びスポーツ施設整備事業を新たに設定するものである。

(2) 水道事業会計

水道事業会計補正予算(第3号)は、収益的支出で、料金システム改修委託料を新たに計上し、業務費に係る通信運搬費を増額するとともに、収益的収入で、一般会計補助金を増額し、水道料金を減額するものである。

2 予算規模

(単位：千円、%)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和4年度12月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一般会計	38,582,670	1,079,111	39,661,781	37,573,009	2,088,772	5.6
特別会計	9,080,464	0	9,080,464	8,838,278	242,186	2.7
国民健康保険	7,656,106	0	7,656,106	7,351,877	304,229	4.1
後期高齢者医療	1,424,358	0	1,424,358	1,486,401	△62,043	△4.2
企業会計	6,612,853	3,500	6,616,353	6,323,469	292,884	4.6
水道事業	3,197,777	3,500	3,201,277	3,139,138	62,139	2.0
下水道事業	3,415,076	0	3,415,076	3,184,331	230,745	7.2
合計	54,275,987	1,082,611	55,358,598	52,734,756	2,623,842	5.0

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
15 国庫支出金	4,719,497	1,334	4,720,831	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	1,334
16 県支出金	2,680,123	35,276	2,715,399	予防接種事故対策費負担金減額	△1,258
				自主防犯活動促進事業費補助金増額	1,134
				子ども医療費補助金増額	35,400
18 寄附金	1,203,696	600,200	1,803,896	一般寄附金増額	600,000
				スポーツ推進事業寄附金増額 (大府ロータリークラブ始め5件)	200
19 繰入金	4,149,998	435,198	4,585,196	財政調整基金繰入金増額	420,562
				新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金増額	14,636
21 諸収入	1,419,349	7,103	1,426,452	学校給食納付金(現年分)減額	△35,789
				知多北部広域連合負担金返還金	42,592
				ネーミングライツ料(ナルキュウ体育センター・ナルキュウテニスコート)	250
				ネーミングライツ料(ナルキュウロード)	50
計	38,582,670	1,079,111	39,661,781		

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
2 総務費	4,734,441	22,482	4,756,923	文書管理事業	
				消耗品費増額	424
				庁舎管理事業	
				手数料増額	2,621
				フリーアドレス導入委託料	12,564
				コンテナ等借上料	213
				庁用備品増額	1,122
				愛三文化会館管理事業	
				愛三文化会館指定管理委託料増額	2,056
				市長選挙事務管理事業	
				投票管理者等報酬増額	68
				食糧費増額	2
				印刷製本費増額	37
				通信運搬費増額	260
				手数料増額	115
				点字音声選挙公報作成業務委託料	373
				自動車借上料	165
				投票所設備等借上料増額	194
				防犯啓発事業	
				自主防犯活動促進事業費補助金増額	2,268

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
3 民生費	15,428,949	70,800	15,499,749	子ども医療費支給事業 子ども医療費増額 70,800
4 衛生費	3,782,929	70,482	3,853,411	感染症予防事業 予防接種事故対策費増額 482 水道事業補助事業 水道事業会計補助金増額 70,000
7 商工費	2,255,413	897,801	3,153,214	ふるさとおおぶ応援寄附金事業 手数料増額 9,801 ふるさと納税業務委託料増額 288,000 ふるさとおおぶ応援基金積立金増額 (寄附充当) 600,000
10 教育費	4,970,551	17,546	4,988,097	スポーツ施設運用事業 体育施設指定管理委託料増額 1,497 施設用備品増額 4,966 学校給食運営事業 賄材料費増額 11,083
計	38,582,670	1,079,111	39,661,781	

(3) 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	3 上水道費	水道事業補助事業	70,000

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項	期間	限度額
保育所整備事業	令和6年度	14,900
スポーツ施設整備事業	令和6年度	54,978

4 水道事業会計

(1) 収益的収入

千円

水道料金減額	△19,250
一般会計補助金増額	22,750
計	3,500

(2) 収益的支出

千円

通信運搬費増額	14
料金システム改修委託料	3,486
計	3,500

5 基金の状況

(単位:千円)

区	分	令和4年度末 残高	今回補正前			今回補正額			
			令和5年度中増減見込額			令和5年度末 残高見込額	令和5年度中増減見込額		令和5年度末 残高見込額
			積立見込額	決算剰余金	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金		5,343,053	11,145	1,018,864	1,051,596	5,321,466		420,562	4,900,904
奨学基金		50,851			5,746	45,105			45,105
減債基金		341,031	101			341,132			341,132
緑化基金		159,600			5,016	154,584			154,584
文化振興基金		39,361			8,948	30,413			30,413
国際交流基金		83,688			2,398	81,290			81,290
スポーツ振興基金		67,971			11,181	56,790			56,790
協働のまちづくり推進基金		14,541			1,599	12,942			12,942
公共施設等整備基金		1,143,810	102,991		500,000	746,801			746,801
みちづくり基金		613,027	413		223,944	389,496			389,496
子ども・子育て応援基金		364,528	300,105		61,315	603,318			603,318
ふるさとおおぶ応援基金		1,935,578	1,202,189		1,500,000	1,637,767	600,000		2,237,767
新型コロナウイルス感染症対策基金		845,019	360		779,951	65,428		14,636	50,792
地方創生応援基金		9,103	1		9,104	0			0
合	計	11,011,161	1,617,305	1,018,864	4,160,798	9,486,532	600,000	435,198	9,651,334
国民健康保険財政調整基金		371,214	20		72,591	298,643			298,643

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

社会福祉法人大府市社会福祉協議会の概要

団体の名称	社会福祉法人大府市社会福祉協議会
所在地	大府市東新町一丁目219番地
代表者	会長 加古 守
設立年月日	昭和52年8月3日
設立目的	大府市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
活動（事業）の種類	<p>次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 4 1から3のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 6 共同募金事業への協力 7 生活福祉資金貸付事業 8 暮らし資金貸付事業 9 愛の資金貸付事業 10 障害児相談支援事業の経営 11 児童老人福祉センターの経営 12 障害福祉サービス事業の経営 13 一般相談支援事業の経営 14 特定相談支援事業の経営 15 福祉サービス利用援助事業 16 地域包括支援センターの経営 17 生活支援体制整備事業 18 成年後見制度における法人後見等の受任 19 その他この法人の目的達成のため必要な事業
役員及び職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 理事 17名（うち会長1名、副会長2名） 2 監事 2名 3 評議員 19名 4 その他施設等職員 67名（常勤職員39名、非常勤職員28名）

**大府市立共和西児童老人福祉センター
の運営管理に関する
事業計画書（抜粋）**

1. 指定管理期間内の施設の管理運営方針について

(1) 管理運営方針

① 施設の設置目的の実現

乳幼児から高齢者まで、幅広い世代を対象とする施設として、福祉推進、世代間交流、健康づくり等の機能を備え、地域住民にとって魅力ある施設運営を目指し、施設の設置目的の実現に努めます。

② 社会福祉協議会の特徴（強み）を活かした運営

大府市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉の推進を担う中核機関であり、地域住民の参加や関係団体とのネットワーク構築により、大府市の福祉の向上に寄与してきました。

近年は、高齢化や低経済成長などによる社会・経済の構造変化により、生活における福祉課題が複雑化・多様化しており、地域住民の生活を支える体制強化が求められています。

また、大府市の人口増加に伴い、子どもの人口も増加していますが、様々な事情により地縁が薄れ、子どもと地域が繋がりにくい状況にあります。

このような状況の中、本会では地域住民の方々、関係団体との連携を図りながら、地区福祉委員会やサロン活動の支援、世代間交流等の取組を実施し、丁寧に福祉課題に対応してきました。令和4年度までは子ども会の事務局を担い、子どもと地域を繋げることを意識した活動に取り組んでまいりました。こうした小さな取組の積み重ねが本会の強みになっています。

令和5年度は、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）の出張相談会を、指定管理業務を受託している2センター（共和西児童老人福祉センター及び神田児童老人福祉センター北崎分館）で実施し、地域住民にとって、より身近な相談窓口を設けるとともに介護予防の推進に努めるなど、本会内の部署間連携により、ニーズを的確に捉えた柔軟な事業運営を行いました。このように児童老人福祉センターだけでなく、組織全体で児童老人福祉センターの管理運営に関わりを持つことができることも本会の強みといえます。

これら本会の強みを活かしながら施設を管理運営し、施設の設置目的の実現、併せて「サステナブル健康都市おおぶ」を目指す本市における最前線の機能として、地域にお住まいの方々の生活と心の充実を目指し、地域福祉の推進も含め、未来に向けて、ひとづくりとまちづくりの実現に取り組めます。

③ 法令遵守と協定書及び仕様書に基づく管理運営

指定管理業務については関係法令を遵守し、協定書及び指定管理者業務仕様書に基づき実施します。

(2) 管理運営の目標

① 利用しやすい施設づくり

市民が、施設を“憩いの場”とすることができるよう、活動内容や環境の設定及び工夫、職員の育成を行い、利用者の増加を目指します。

② 地域でつくる施設づくり

職員や本会の他部署職員だけで管理運営する施設ではなく、地域のボランティアや、共和西白鳩会（老人クラブ）や子ども会、ファミリークラブ「きらきらぼし」をはじめとする関係団体の協力を得ながら、地域の強みを活かし、地域全体でつくる施設を目指します。

また、“利用者の声”“地域住民の声”を管理運営に取り込むことができるよう、一人ひとりの声に耳を傾ける姿勢を大切にします。

③ 経験を活かした施設づくり

共和西児童老人福祉センター及び神田児童老人福祉センター北崎分館の指定管理業務を受託してきた経験及びノウハウを活かし、地域住民や関係団体とのネットワークをさらに強固にしながら管理運営を行うとともに、管理運営に係る質の向上に努め、持続的に取り組むことでのメリットを最大限に活かした施設を目指します。

2. 利用者が平等に施設を利用できるための基本的な考え方

(1) 平等利用について

① 公平で信頼される利用者への対応

ア) 利用者の視点に立ち、利用しやすく親しみの持てる魅力ある運営を行い、利用者のサービスの向上を図ります。

イ) 公平かつ適正な運営を行い、利用者によって、有利あるいは不利となる取り扱いはしません。また、特定の利用者及び団体の利用に偏ることのないよう、広く平等に周知等を図り、平等利用に努めます。

ウ) 広報活動において、特定団体に偏ることなく公平かつ適正に行います。

エ) 近年増加する外国籍利用者について、言語等の理解差により公平性が失われることのないよう、丁寧かつ柔軟な対応に努めます。

オ) 障がいや病気により配慮が必要な利用者について、公平性が失われることのないよう、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を十分に理解した上で、丁寧かつ柔軟な対応に努めます。

② 安定したサービスの品質

利用者に対するサービスの品質を一定水準以上に保つよう、業務運用マニュアルを作成し、マニュアルを基にした管理運営ができるよう、職員の育成を行います。また、マニュアルは適宜改定を行います。

(2) 適格性の確保について

① 本会の性格（新・社会福祉協議会基本要綱より）

本会は、[1] 地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者により構成され、[2] 住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現を目指し、[3] 住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う、市区町村、都道府県、指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

② 指定管理業務の受託経験

共和西児童老人福祉センター及び神田児童老人福祉センター北崎分館の指定管理業務受託経験があり、長年にわたる、協定書及び指定管理業務仕様書に基づいた管理運営による経験及びノウハウが備わっています。

3. 施設の効果（設置目的）を最大限に発揮するための考え方

(1) 設置目的との適合性について

① 本会の特徴を活かした運営

ア) 本会が地域福祉の推進のために取り組んできた経験及びノウハウを最大限に活かし、管理運営に努めます。

イ) 地域福祉の推進の中核を担う本会だからこそできる、地域住民や関係団体とのネットワークを活用した体制による運営管理を行います。

ウ) ふれあいサロン等について、本会内の他部署との協働により、設置目的を見据えた幅広い事業の展開を行います。

② “まちづくり”の視点

児童老人福祉センターの管理運営ではあるものの、児童老人福祉センターを地域の中の一つの福祉活動拠点と位置づけ、誰もが安心して暮らすことができる“まちづくり”の広い視点を持ち、管理運営に努めます。

(2) サービス向上の方策について

① 必須事業に関する提案及び創意工夫について

・施設全体を活用した事業

ア) バイオリンを使用した体験事業として、貸出によるバイオリン体験の機会を設ける他、講師によるレッスン機会を設け、成果を施設内の発表会で披露します。発表会については、既存のクラブ活動（ハンドベル）との共同開催を視野に入れ、地域住民の参加も呼びかけます。児童を対象とした体験事業ではありますが、地域住民が気軽にバイオリンの音色に触れ合える事業にしたいと考えています。また併せて、バイオリン等の音楽を通し、障がい者や認知症の方々、生活困窮者の方々にも、穏やかな和みの時間を提供できる事業の検討を進めます。

イ) 子育て世代への支援に関する事業として、自由参加あそびサークル「あんぱんまん」にリトミックを取り入れた「あんぱんまんプラス」を創意工夫の中、実施していますが、今後も必要に応じてニーズを的確に捉えた新たな取組を検討、実施していきます。

ウ) 高齢者の健康増進及び教養向上のための事業として、令和5年度に高齢者相談支援センターの出張相談及びミニ講座を実施しましたが、引き続き、地域課題やニーズとマッチングを図りながら、事業展開を考えていきます。

エ) 高齢者の健康増進及び教養向上のための事業として、ふれあいサロンでは、高齢者のみが集う場ではなく、世代を越えて気軽に集える場として、子育て世代への参加促進に向けた声掛けや、世代を問わない活動内容の設定（ボードゲーム等）、参加しやすい雰囲気づくりにより、地域内のコミュニケーションの機会の拡大を図ります。

オ) 児童及び高齢者の多世代交流の事業として、子ども会とふれあいサロン又は老人クラブの交流企画を実施します。ふれあいサロン及び老人クラブは本会の他部署の関わりが深く、本会のコーディネートにより実現可能であり、施設がどの世代にとっても憩いの場となり、さらには世代間の交流が促進されることを目指します。

カ) 児童及び高齢者の多世代交流の事業として、令和5年度下半期に開催する大学生ボランティア、高齢者ボランティア等を活用した寺子屋について、実施状況を鑑みて令和6年度以降の実施を検討し、継続実施する際は、より魅力的な多世代交流の機会を目指します。

・子ども会活動の支援

ア) 令和4年度まで子ども会事務局を担ってきた経験やノウハウを活かし、学区子ども会及び単位子ども会の運営に関する相談対応、行事への協力等

を、本会事務局を含めた体制により行い、子ども会活動の活性化を図ります。

- イ) 夏休み期間中に学区子ども会を対象とした夏イベントを実施します。参加人数が多いことが想定されるため、低学年・高学年を午前と午後に分け、イベントを実施する他、ボランティアやジュニアリーダーズクラブの活用により、地域全体でのイベントとなるよう企画していきます。企画の中心を施設側が担うことで、子ども会世話人の負担が軽減され、魅力あるイベントとなることで、子ども会への加入促進に繋がることを目指します。

・その他

- ア) 必要に応じて、より魅力ある事業実施のため、参加費を徴収する形態での事業実施も検討していきます。事業の実施に係る参加者からの料金の徴収については、事前に市と協議し、承諾を得た上で実施します。
- イ) インスタグラムをはじめとする広報媒体を活用し、地域内の理解促進や利用者増加に向けた取組を行います。
- ウ) 各事業及び自由来館の際のサービス向上の方策や安全確保のため、必要に応じて、本会事務局職員がサポートに入り、管理運営を行います。

② 提案事業に関する提案及び創意工夫について

- ア) 施設所在地の地域性として、乳幼児から小学生にかけての利用者数は多く、中でも、乳幼児は父親と一緒に来館する機会も増加しています。提案事業として、父親を対象とした事業を開催し、父親に対する子育て等をテーマにした働きかけや、父親同士の交流を図りたいと考えています。父親の子育て等に係る理解促進、さらには施設及び地域活動の理解促進が図られることで、子どもが健やかに成長できる風土づくり、父親が施設及び地域の協力者として、地域づくりへの参加に繋がることも目指していきます。
- イ) 利用者ニーズや地域課題を把握し、積極的な提案事業の企画を行います。

③ 他の社会資源やサービスとの連携や協力がとれる仕組み

本会は地域福祉の推進を担う中核機関であり、関係団体をはじめとするフォーマルな社会資源、さらには地域住民やボランティアなど、インフォーマルな社会資源とも十分な連携や協力をとれる体制となっています。

(3) 収支計画について

① 指定管理料の適正な使用

- ア) 指定管理者業務仕様書に基づく経費使用とし、予算内で適正に使用します。

イ) 効率的かつ効果的な運営管理を行い、経費の削減に努めます。令和5年度に本会内にコスト削減プロジェクトを立ち上げ、具体的な削減に向けた取組を実施中です。

ウ) 事業の実施に係る参加者からの料金の徴収については、事前に市と協議し、承諾を得た上で実施します。

② 本会独自財源の活用

ふれあいサロンの活動については、必要に応じて本会独自の助成金等を活用します。

③ 会計事務に係る体制

会計事務機能については本会事務局が持ち、適切な管理運営に努めます。

(4) 施設管理について

① 安全性と利便性への配慮

施設管理については、利用者の安全性及び利便性に十分に配慮し、機器の異常や事故等が発生した場合は速やかな対応を行い、利用者の安全性と利便性の確保に努めます。

② 関係法令等の遵守

防火管理者の選任及び消防訓練の実施等、関係法令に位置付けられている事項は確実に対応します。

③ 施設の維持管理

ア) 必要な保守点検を漏らさず実施し、施設の維持管理に努めます。

イ) 施設及び備品の軽微な修繕は指定管理料の中から支出します。

ウ) 運営上必要な備品の手配は指定管理者が行います。

④ 環境への配慮

ア) 照明や空調等、電気の使用量の削減に努めます。

イ) ミスプリントの削減、ペーパーレス化を意識し、資源の節約に努めます。

ウ) 市の資源ごみ分別基準に基づき、リサイクルを進めることでゴミの排出量の削減に努めます。

エ) 電気使用量の削減の意識は持ちつつ、市が設置するクールシェアスポットに該当する施設として、6月から9月にかけて地域住民が涼める環境を整えます。

オ) 夏季は一部にグリーンカーテンを設置し、室温上昇の軽減に取り組みます。

⑤ 障がい者及び高齢者の就労の場の提供

ア) 施設清掃の一部を市内の障がい者施設（就労継続支援B型）に依頼し、障がい者の施設外就労の場の提供を行います。

イ) 図書工作室の清掃を市内の障がい者施設（就労移行支援）に依頼し、障がい者の一般就労に向けたトレーニング機会としての場の提供を行います。

ウ) 樹木の^{せん}剪定や簡易な修繕等については、シルバー人材センターに依頼し、高齢者の就労の場の提供を行います。

(5) 安全対策(リスクマネジメント)について

① 施設における事故防止及び事故後の対応

ア) 館長を責任者とし、事故防止に努めます。

イ) 事故防止を常に心がけ、職員教育及び施設点検を徹底します。

ウ) 緊急時、災害時の対応として、緊急連絡網を整備し、速やかに対応します。事故が発生した場合は、人命救助を第一とし、安全の確保後、その原因、状況及びこれに対する処置を市に報告します。

エ) 施設内は、火気、酒類、危険物の持ち込みを禁止します。

オ) 遊具については、安全性に配慮して選定を行います。

カ) 安全対策に関する内容について、利用者に分かり易く掲示します。

キ) 消防訓練や不審者訓練等の各種訓練について、マニュアルを整備したうえで、定期的に訓練を実施し、速やかに対応できる体制を整えます。

ク) 災害その他の理由により施設の利用を制限する場合は、市との協議のうえ、実施します。

ケ) 障がいや病気により配慮を必要とする方に対して、配慮が不足したことで起こる事故を防止するため、事前に状況や配慮事項等を伺い、可能な範囲での配慮に努めます。

コ) 事故が発生した場合に備え、児童安全共済保険に加入し、補償が受けられる体制を確保します。

サ) 事故や事故に繋がりそうな事象が起きた際は、事故報告書やヒヤリハット報告書を作成し、速やかに再発防止に向けて取り組みます。

② 個人情報の取り扱い

個人情報保護法を遵守するとともに、職員に個人情報の取り扱いについて徹底を図ります。

(6) 研修計画について

① 基本研修

- ア) 職員の育成についてはOJTを基本とします。
- イ) 職員の研修は市職員と同等の研修機会を確保します。
- ウ) 市（子ども未来課等）が実施する研修に参加します。
- エ) 社協職員研修計画（令和4年度策定）に基づいた研修を実施します。
- オ) その他、職員の資質向上のため、外部研修に参加します。

② 施設内での共有

職員が参加した研修については、復命書の作成、伝達研修等により研修内容を共有できる機会を設け、研修の効果を最大限に高めます。

4. 業務の実施に関する計画について

(1) 物的能力について

① 地域福祉の推進を担う中核機関

- ア) 令和4年度に法人設立45周年を迎えた本会が、地域の中で得た信頼は業務の実施において、大きく効果を発揮し、社会福祉協議会という組織であることが、児童老人福祉センターの指定管理を受託するうえでの、大きな物的能力であると考えます。
- イ) これまで培ってきた、地域住民や関係団体とのネットワークは本会の貴重な財産であり、積極的に活用を図ります。

② これまでの5年間、指定管理業務を受託した経験

令和元年度からの5年間、施設の指定管理業務を受託してきたことは、共和西地区という地域、そこに暮らす地域住民、そして、この施設の意義を知るという意味で貴重な経験だったと感じています。農村部から良好な住宅地へと大きな変貌を遂げつつある時期に、施設の管理運営に携わらせていただき、活気ある地域づくりの一助を担わせていただいた充実感を持っています。しかし、福祉的な視点で見ると、様々な事情により施設に来たくても来られない方もいると推測できます。本会職員の志を活かし、様々な連携の中で、真に豊かな地域づくりに有効な施策を一つでも実施できるとありがたいと感じています。

(2) 人的能力について

- ① 地域福祉の推進を担う中核機関としての人員確保
 - ア) これまで本会が培った経験及びノウハウを最大限活用できる人的体制が確保されています。
 - イ) 保育士、社会福祉士の資格を保有する職員を複数名雇用しており、管理運営を行ううえで、安定的な職員体制を確保することができます。
 - ウ) 児童老人福祉センターだけでなく、本会事務局をはじめとする他部署のサポートも受けられる体制にあります。

- ② 意欲的に働くことができる職場環境
 - ア) 法令を遵守し、働き方改革にも取り組むことで、職員が働きやすい環境を整備しています。
 - イ) 公平かつ適正な評価制度により、職員が意欲的に働くことができる環境を整備しています。

- ③ 協定書及び指定管理業務仕様書に基づいた人員配置
 - 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守し、適正な職員配置を行います。

(3) 類似施設の管理実績について

- ① 大府市デイサービスセンター 管理受託
平成8年4月1日から令和4年3月31日まで
- ② 長草デイサービスセンター 管理受託
平成9年4月1日から令和4年3月31日まで
- ③ 神田児童老人福祉センター北崎分館 管理受託
平成27年2月1日から令和12年3月31日まで
- ④ 共和西児童老人福祉センター 管理受託
平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

5. 職員配置について

労働基準法等の法令遵守及びサービスの質を確保するため、以下のとおりの職員を配置します。本会事務局より指導及び支援も行います。

No.	役職	雇用形態	資格	実務経験
1	館長	常勤	保育士	32年(4年)
2	館長補佐(児童厚生員)	常勤	保育士	14年(4年)
3	体力増進指導員	非常勤	—	11年(11年)

4	子育て家庭支援員	非常勤	保育士	15年（3年）
5	子ども家庭相談員	非常勤	看護師・助産師	6年（3年）
6	児童厚生員兼事務職員	非常勤	保育士	13年（3年）
7	事務職員	非常勤	—	11年（11年）
8	事務職員	非常勤	—	9年（9年）
9	事務職員	非常勤	—	7年（7年）
10	事務職員	非常勤	—	2年（2年）
11	事務職員	非常勤	—	0年（0年）

※実務経験は子育て及び児童に関する分野にて従事した実務経験年数を記載。
（ ）内年数含む。（ ）内は児童老人福祉センターでの実務経験年数。両年数とも月数切り捨て。

大府市立共和西児童老人福祉センター 審査結果

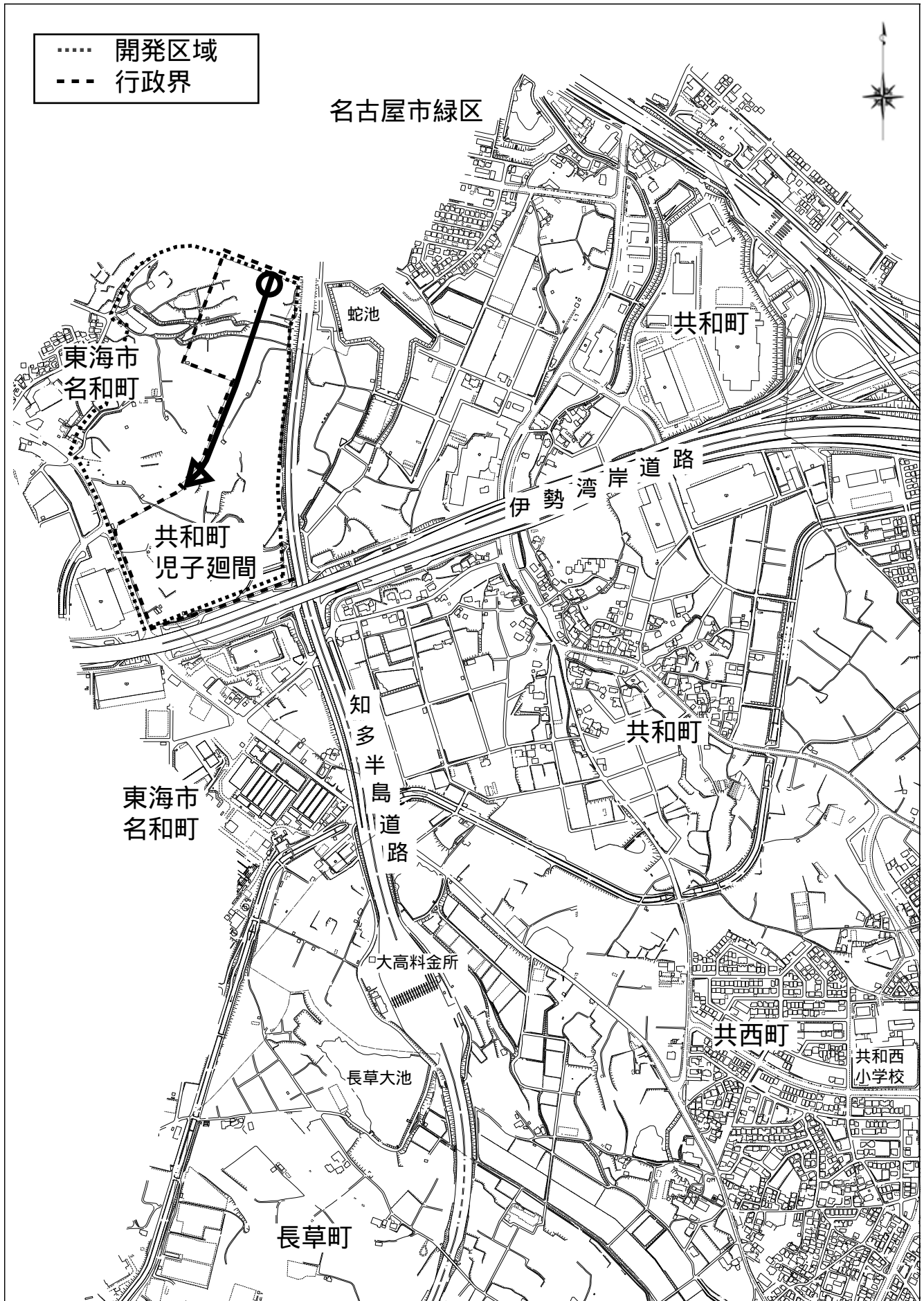
※満点800点／基準点480点(6割)

	審査基準	評点	基準点	評価点
				社会福祉法人 大府市社会福祉協議会
1	利用者の平等利用が確保されること。			
	(1) 平等利用及び適格性の確保			
	① 申込方法等について利用者の平等利用が図られているか。	40	24	32
	② 事業内容に偏りがあり、利用者が限られることはないか。			
	③ 指定管理者応募者に市長、議員その他特別職の家族等が役員等となっていないか。			
	小計	40	24	32
2	指定管理者が行う業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。			
	(1) 設置目的及び運営の方向性との適合性			
	① 運営に関する基本方針は、施設の設置目的及び運営の方向性に適合しているか。	80	48	62
	② 事業計画は、施設の設置目的及び運営の方向性と適合しているか。			
	③ 事業計画は、目標(指標)が達成できると見込まれるものであるか。			
	(2) サービス向上			
	① 施設の利用促進、利用者の増加に向けた事業計画であるか。	240	144	180
	② 質の高いサービスの提供を実現させる事業計画であるか。			
	③ 利用者の意見を取り入れる仕組みはあるか。			
	④ 他の社会資源やサービスとの連携や協力がとれる仕組みとなっているか。			
	⑤ 必須事業の内容や施設の有効活用に創意工夫や斬新性は認められるか。			
	⑥ 提案事業の内容や施設の有効活用に創意工夫や斬新性は認められるか。			
	(3) 収支計画			
	① 収入・支出の積算が適切であり、過小又は過大な見積りはなく、積算根拠や方法は適当であるか。	40	24	31
	② 事業計画との整合性は図られているか。			
	③ 事業計画を実行するための、必要な経費がすべて計上されているか。			
	(4) 施設管理			
	① 管理区域、業務範囲について、漏れなく適切に把握しているか。	80	48	60
	② 管理業務を行うため、必要な職員体制(現場責任者・指揮系統等)や配置人員(有資格者の配置、人数等)は適切であるか。			
	③ 周辺環境や地域住民等への配慮はされているか。			
	④ 省エネ、環境負担の軽減等、環境への配慮はされているか。			
	⑤ 利用者の立場で利用への配慮はされているか。			
	(5) 安全対策(リスクマネジメント)			
	① 利用者の安全対策は適切に示されているか。	80	48	64
	② 災害その他緊急時の危機管理体制は適切に示されているか。			
	③ 個人情報の保護、秘密保持、情報公開への取組は適切に示されているか。			
	(6) 研修計画			
	① 事業の実施に関する知識・技能、接遇など施設を適切に運営するための研修が確保されているか。	40	24	27
	② 利用者の安全対策についての研修が確保されているか。			
	③ 個人情報の保護、秘密保持についての研修が確保されているか。			
	小計	560	336	424
3	指定管理者が行う業務の実施に関する計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。			
	(1) 物的能力			
	① 団体の経営状況は良好か。(過去の決算や業績から経営の安定性を欠くようなことはないか。)	40	24	32
	② 団体として当該施設管理運営をサポートする体制はあるか。			
	③ 必要な資機材を確保しているか、または確保できる見込みがあるか。			
	(2) 人的能力			
	① 事業計画に沿った管理を適確に実施するための人的能力を有しているか。	40	24	31
	② 施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。			
	③ 市や関係団体と緊密に連携し、事業を取り組む体制があるか。			
	(3) 類似施設の管理実績			
	① 類似施設の管理実績があるか。	40	24	40
	小計	120	72	103

4	その他、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。			
	(1) 見積金額			
	① 見積金額は、仕様内容や水準等を満たし、より安価な設定であるか。	40	24	8
	② 効率的な管理業務を行い、経費の縮減に取り組む計画であるか。			
	(2) 事業所の所在地			
	① 経営主体が大府市内もしくは近隣にあり、サービスを提供する職員に対して直接的な管理下のもと指導できる体制か。	40	24	40
	小計	80	48	48
	合計	800	480	607

路線認定位置図

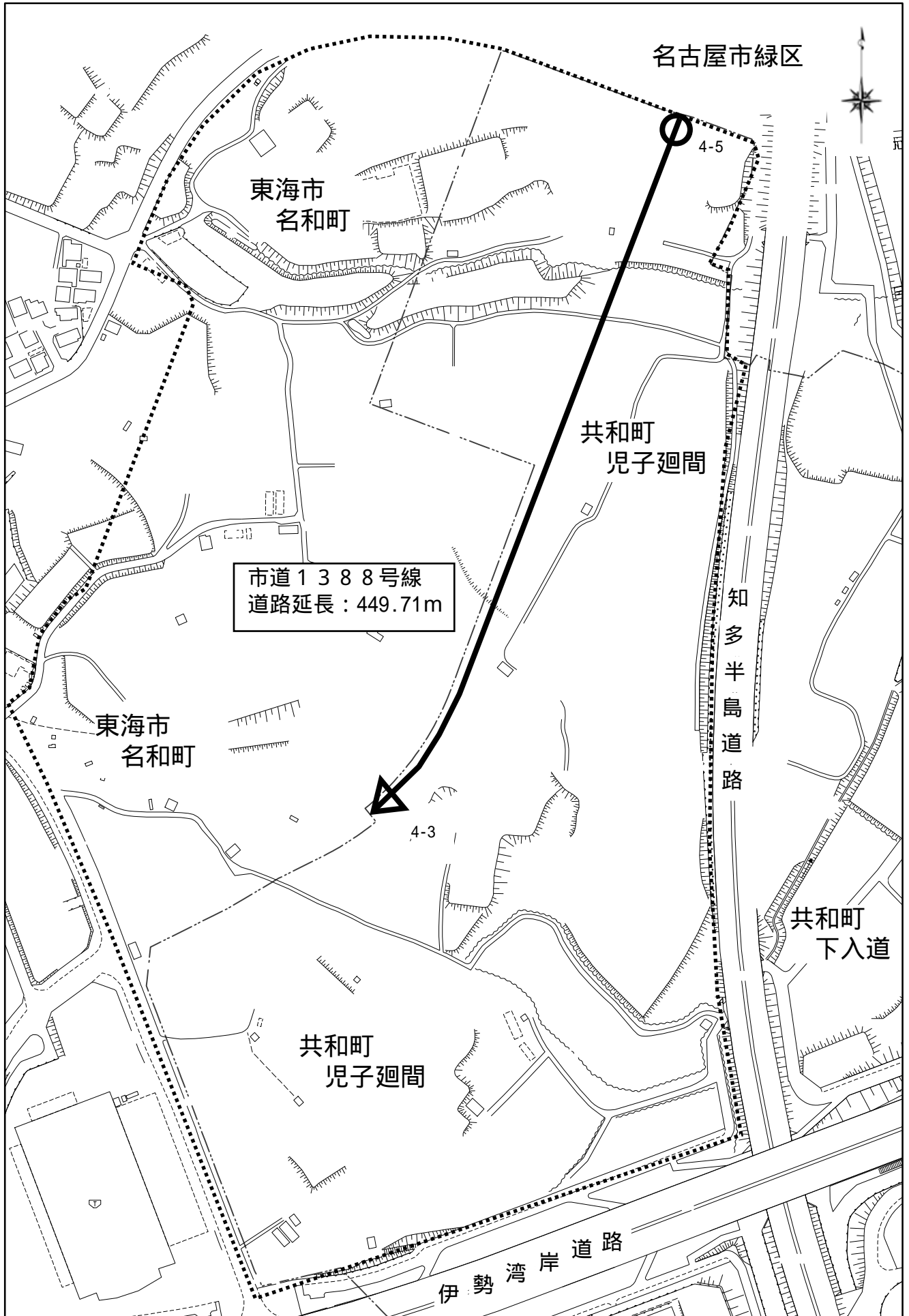
議案第72号関係



1:10,000

○ : 起点
▲ : 終点

詳細図



1:3,000

○ : 起点
▲ : 終点

大府市民球場外構工事の変更概要

1 工事の場所 大府市横根町箕手地内

2 変更概要

(1) 仮設工事の増工

豪雨により隣接する住宅の敷地に雨水及び土砂が流れ込んだことに対応するため、仮設工事を増工するもの

ア 仮設沈砂池の設置

イ 土砂流出防止柵、小堤及び素掘り側溝の増設

(2) 雨水等流出対策のための増工

ア ウォーミングアップグラウンド、駐車場等の地盤高を下げるための土工の増工

イ 境界付近のブロック積の増段

ウ 雨水排水経路の見直し、排水管の口径拡大による増工

(3) 地元要望に対応するための増工

ア 大型車両通行時の安全確保のための交通誘導警備員の増員

イ 施設の維持管理を行うための管理用扉の増設

3 変更契約金額 16,332,800円